

# 鳥取県公報

毎週火曜日及び  
金曜日発行

(当日が休日に当  
るときは、そ  
の翌日)

## 規 則

保健所及び衛生研究所の使用料及び手数料の減免に関する規則の一部を  
改正する規則をここに公布する。

昭和五十九年七月三日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

### 鳥取県規則第五十二号

保健所及び衛生研究所の使用料及び手数料の減免に関する規則の一  
部を改正する規則

保健所及び衛生研究所の使用料及び手数料の減免に関する規則（昭和四  
十四年三月鳥取県規則第二十一号）の一部を次のように改正する。

別表中「八十七円」を「八十六円」に、「百五円」を「百三円」に、「  
四百七円」を「三百九十六円」に改める。

#### 附 則

この規則は、公布の日から施行する。

鳥取県訓練手当支給規則の一部を改正する規則をここに公布する。

昭和五十九年七月三日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

## 目 次

◇規 則  
保健所及び衛生研究所の使用料及び手数料の減免に關す  
る規則の一部を改正する規則

◇告 示  
鳥取県訓練手当支給規則の一部を改正する規則  
字の区域の変更

国民健康保険法による療養取扱機関として申出の受理が  
あつたものとみなされるもの  
国民健康保険法によるその他の都道府県療養取扱機関と  
なる旨の申出の受理

鶏等の移入の禁止の解除

土地改良事業の認可（二件）

土地改良法による換地処分

保安林の指定の解除予定（二件）

開発行為に関する工事の完了

建築基準法による道路の位置の指定

◇公 告  
農業改良普及員資格試験等の実施

鳥取県規則第五十三号

鳥取県訓練手当支給規則の一部を改正する規則

鳥取県訓練手当支給規則（昭和四十二年三月鳥取県規則第十一号）の一部を次のように改正する。

第四条第二項第一号中「二千七百八十円」を「二千八百四十円」に改め、同項第二号及び同条第三項中「二千四百九十円」を「二千五百四十円」に改める。

第六条第六項中「一万八千二百五十円」を「一万九千円」に改め、同項第二号中「千九百八十円」を「二千百六十円」に、「四千五十円」を「四千二百三十円」に、「五千四百九十円」を「五千七百六十円」に改める。

附 則

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 改正後の鳥取県訓練手当支給規則（以下「改正後の規則」という。）の規定は、昭和五十九年四月一日から適用する。
- 3 改正前の鳥取県訓練手当支給規則の規定に基づいて昭和五十九年四月一日以降の分として支給された訓練手当は、改正後の規則の規定による訓練手当の内払とみなす。

告 示

鳥取県告示第四百八十九号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百六十条第一項の規定

に基づき、日南町長から次のとおり字の区域を変更する旨の届出があつたので、同条第二項の規定により告示する。

この字の区域の変更は、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条の四において準用する同法第五十四条第四項の規定による花口（洞）地区の換地処分公告があつた日の翌日からその効力を生ずる。

昭和五十九年七月三日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

区域を変更する 字の名称	同上の区域（昭和五十八年八月二日現在の地番による。）
神戸上字廻り林	神戸上字廻り林のうち二九三六の七以外の区域
神戸上字河原田	神戸上字河原田のうち二七五三の二の二及び二七五三の二と一をなす国有地の一部以外の区域 神戸上字砂田原二七六六の二の一部、二七六七の二、二七六八及びこれらと一をなす国有地の一部 神戸上字下モ鉄穴二七八〇の二の一部及びこれらと一をなす国有地
神戸上字砂田原	神戸上字河原田二七五三の二の一部及び二七五三の二と一をなす国有地の一部 神戸上字下モ鉄穴二七八〇の二の一部、二七八〇の三の一部、二七八三の一部、二七八四及びこれらと一をなす国有地

<p>神戸上字下モ鉄穴</p>	<p>有地の一部 神戸上字洞ノ前二八三〇の二の一部、二八三〇の二の一部、二八三二の一部及びこれらと一体をなす国有地 神戸上字佐貫谷前田二八三三の一部</p>
<p>神戸上字洞</p>	<p>神戸上字洞ノ前二八三三から二八二五までの一部、二八二八の一部、二八三〇の二の一部、二八三〇の二、二八三一の一部、二八三二の一部及びこれらと一体をなす国有地並びに二八二三、二八二五、二八二七の一、二八三〇の一と一体をなす国有地以外の区域</p>
<p>神戸上字洞ノ前</p>	<p>神戸上字洞ノ前二八二三から二八二五までの一部、二八二八の一部、二八三〇の二の一部、二八三〇の二、二八三一の一部、二八三二の一部及びこれらと一体をなす国有地並びに二八二三、二八二五、二八二七の一、二八三〇の一と一体をなす国有地以外の区域</p>
<p>神戸上字佐貫谷前田</p>	<p>神戸上字佐貫谷前田のうち二八三三の一部及び二八三八、二八四〇、二八四一、二八四三と一体をなす国有地の一部以外の区域 神戸上字下モ鉄穴二七八三と一体をなす国有地の一部 神戸上字洞ノ前二八二三から二八二五までの一部、二八二八の一部、二八三〇の二の一部、二八三〇の二の一部及びこれらと一体をなす国有地並びに二八二三、二八二五、二八二七の一、二八三〇の一と一体をなす国有地の一部 神戸上字空鉄穴二八四五の一部、二八五八の一部及びこれらと一体をなす国有地 神戸上字佐貫谷二八七六の一部</p>
<p>神戸上字空鉄穴</p>	<p>神戸上字空鉄穴のうち二八四五の一部、二八五八の一部及び</p>

<p>神戸上字観音山</p>	<p>びこれらと一体をなす国有地以外の区域 神戸上字佐貫谷前田二八四三と一体をなす国有地の一部 神戸上字澤二九二四の一部</p>
<p>神戸上字佐貫谷</p>	<p>神戸上字観音山のうち二八六五の三、二八六八、二八七〇と一体をなす国有地の一部以外の区域 神戸上字佐貫谷前田二八三八、二八四〇、二八四一と一体をなす国有地の一部 神戸上字観音山二八六五の三、二八六八、二八七〇と一体をなす国有地の一部 神戸上字カクレ畑二九〇三の二、二九〇四の二の一部、二九〇六から二九〇八まで、二九〇九の一部、二九一〇の一部、二九一一及びこれらと一体をなす国有地 神戸上字ヒノ峠二九一二、二九一四と一体をなす国有地の一部</p>
<p>神戸上字カクレ畑</p>	<p>神戸上字カクレ畑のうち二九〇三の一部、二九〇四の二の一部、二九〇六から二九〇八まで、二九〇九の一部、二九一〇の一部、二九一一及びこれらと一体をなす国有地以外の区域</p>
<p>神戸上字ヒノ峠</p>	<p>神戸上字ヒノ峠のうち二九一七の二の一部、二九一九の二の一部、二九二二、二九二三の二、二九二四の二及びこれらと一体をなす国有地並びに二九一二、二九一四と一体をなす国有地の一部以外の区域 神戸上字澤二九二七の二から二九二七の三までの一部</p>
<p>神戸上字澤</p>	<p>神戸上字澤のうち二九二四の一部、二九二七の二から二九二七の三までの一部以外の区域 神戸上字ヒノ峠二九一七の二の一部、二九一九の二の一部、</p>

二九二二、二九二三の一、二九二三の二及びこれらと一体をなす国有地

**鳥取県告示第四百九十号**

国民健康保険法（昭和三十三年法律第九十二号）第三十七条に規定する療養取扱機関として同条第三項の規定により申出の受理があつたものとみなされるものについて、療養取扱機関の申出の受理並びに国民健康保険医及び国民健康保険薬剤師の登録に関する政令（昭和三十三年政令第三百六十三号）第一条第一項の規定により、次のとおり告示する。

昭和五十九年七月三日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

療養取扱機関名	所 在 地	申出の受理の年月日
湯村皮膚科医院	鳥取市湯所町二丁目一八三	昭和五十九年五月二十三日

**鳥取県告示第四百九十一号**

国民健康保険法（昭和三十三年法律第九十二号）第三十七条第五項の規定によるその他の都道府県療養取扱機関となる旨の申出を受理したので、療養取扱機関の申出の受理並びに国民健康保険医及び国民健康保険薬剤師の登録に関する政令（昭和三十三年政令第三百六十三号）第一条第二項の

規定により、次のとおり告示する。

昭和五十九年七月三日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

療養取扱機関名	所 在 地	申出の都道府県名	申出の受理の年月日
湯村皮膚科医院	鳥取市湯所町二丁目一八三	全国	昭和五十九年五月二十三日

**鳥取県告示第四百九十二号**

昭和五十九年五月鳥取県告示第四百十六号（鶏等の移入の禁止については、廃止する。

昭和五十九年七月三日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

**鳥取県告示第四百九十三号**

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条の二第五項において準用する同法第十条第一項の規定に基づき、赤碓町が行う土地改良事業（土地改良総合整備事業（地域改善）友定地区農業用排水）を昭和五十九年六月二十八日認可したので、同法第九十六条の二第七項の規定により告示する。

昭和五十九年七月三日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

鳥取県告示第四百九十四号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条の二第五項において準用する同法第十条第一項の規定に基づき、赤碓町が行う土地改良事業（土地改良総合整備事業（地域改善）高野地区農道整備）を昭和五十九年六月二十八日認可したので、同法第九十六条の二第七項の規定により告示する。

昭和五十九年七月三日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

鳥取県告示第四百九十五号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条の四において準用する同法第五十四条第三項の規定に基づき、日南町から同町が行う土地改良事業に係る花口（洞）地区の換地処分をした旨の届出があつたので、同法第九十六条の四において準用する同法第五十四条第四項の規定により告示する。

昭和五十九年七月三日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

鳥取県告示第四百九十六号

次のように保安林の指定を解除する予定である旨の通知を受けたので、森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十条の規定により告示する。

昭和五十九年七月三日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 解除予定に係る保安林の所在場所

東伯郡三朝町大字福本字津呂古屋四七六の二・四七六の六・四七六の七・四七六第一・四七六第三（以上五筆について、次の図に示す部分に限る。）

二 保安林として指定された目的

水源のかん養

三 解除の理由

林道用地とするため

（「次の図」は、省略し、その図面を鳥取県農林水産部造林課及び三朝町役場に備え置いて縦覧に供する。）

鳥取県告示第四百九十七号

次のように保安林の指定を解除する予定である旨の通知を受けたので、森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十条の規定により告示する。

昭和五十九年七月三日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 解除予定に係る保安林の所在場所

岩美郡国府町大字荒舟字登尾口五五二の一・五五三の一・五五三の二  
・字吉ヶ谷六四三の一〇（以上四筆について、次の図に示す部分に限る。）

二 保安林として指定された目的

水源のかん養

三 解除の理由

林道用地とするため

（「次の図」は、省略し、その図面を鳥取県農林水産部造林課及び国府町役場に備え置いて縦覧に供する。）

鳥取県告示第四百九十八号

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）附則第五項において準用する同法第三十六条第三項の規定により告示する。

昭和五十九年七月三日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 開発許可の年月日及び番号

昭和五十八年三月三十日 鳥取県指令受都計第五十一号

二 開発区域に含まれる地域の名称

気高郡青谷町大字青谷字口提谷

三 開発許可を受けた者の住所及び氏名

気高郡青谷町大字青谷四〇四七

青谷町

青谷町長 山根 健

鳥取県告示第四百九十九号

建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）第四十二条第一項第五号に規定する道路の位置を昭和五十九年七月三日次のとおり指定したので、建築基準法施行規則（昭和二十五年建設省令第四十号）第十条の規定により告示する。  
その関係図面は、鳥取県土木部建築課において縦覧に供する。

昭和五十九年七月三日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

申請人の住所及び氏名	道路の位置の指定場所	道路の幅員及び延長 (メートル)
○ 鳥取市田園町四丁目三六 エヌ・ケイ・ティ興産株	米子市石井字河屋山四〇 二一四、字河屋畑四三七 一三、四三六一三及び四	幅員 六・〇〇〜一三・一〇 延長

株式会社 代表取締役 立木博三	四四一ニ番心に宇真念口 四四五一四	三五八・六〇 幅員 四・〇〇～六・九六 畝 二一・九〇
--------------------	----------------------	---

公 告

鳥取県改良普及員資格試験条例（昭和27年鳥取県条例第59号。以下「条例」という。）第2条の規定に基づき、農業改良普及員資格試験及び生活改良普及員資格試験を次のとおり実施する。

昭和59年 7月 3日

鳥取県知事 西 尾 昌 次

- 1 試験期日  
昭和59年10月23日（火）から同月26日（金）まで
- 2 試験場所  
鳥取市東町一丁目220番地 鳥取県庁講堂
- 3 受験資格  
条例第4条及び第5条並びに鳥取県改良普及員資格試験条例の一部を

改正する条例（昭和57年12月鳥取県条例第40号）附則第2項による。

- 4 試験方法  
条例第3条による。
- 5 受験願書等の受付期間  
昭和59年8月1日（水）から同月20日（月）まで
- 6 受験願書等の提出先  
鳥取県農林水産部農業改良課
- 7 その他  
試験についての詳細は、鳥取県農林水産部農業改良課（電話0857—26—7274）に照会すること。